



2019年5月20日

各 位

会 社 名 京 浜 急 行 電 鉄 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 原 田 一 之
(コード番号 9006 東証第1部)
問 合 せ 先 広 報 部 報 道 課
(TEL : 03-3280-9122)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について2019年6月27日開催予定の第98期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的

(1) 当社は、複数のグループ会社の本社機能を集約し、さらなる業務の効率化を図ることを目的として、東京都港区から横浜市に本社を移転することに伴い、定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。

なお、本変更に係る経過的な措置を定めるため、附則を設けるものであります。

(2) 当社は、持続的な成長および中長期的な企業価値向上ならびにコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を目的として、2019年6月27日開催予定の第98期定時株主総会後に開催される取締役会後から、執行役員制度を導入いたします。執行役員制度の導入により、意思決定の迅速化および業務執行責任の明確化を図るとともに、取締役会は経営上の重要な意思決定および業務執行の監督を主な役割とすることで、さらなる機能強化を図ってまいります。これに伴い、役付取締役は、取締役社長1名のほか、業務の遂行上必要あるときは、取締役会長1名を置くことができることとするため、定款第23条の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月27日(予定)

定款変更の効力発生日 2019年6月27日(予定)

(本店の所在地変更は、2019年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日)

以 上

(別紙)
変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(本店の所在地) 第3条 本会社は、本店を<u>東京都港区</u>に置く。</p> <p>(代表取締役等) 第23条 <記載省略> 2 <記載省略> 3 業務の遂行上必要あるときは、<u>取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名</u>を置くことができる。</p> <p><新設></p>	<p>(本店の所在地) 第3条 本会社は、本店を<u>横浜市</u>に置く。</p> <p>(代表取締役等) 第23条 <現行のとおり> 2 <現行のとおり> 3 業務の遂行上必要あるときは、<u>取締役会長1名</u>を置くことができる。</p> <p>附則 <u>第3条(本店の所在地)の変更は、2019年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生じる。なお、本附則は、第3条の効力発生後、これを削除する。</u></p>